

令和3年11月15日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
茂松 茂人
(公印省略)

外国人介護人材等の新規入国制限の緩和措置について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、技能実習介護および特定技能介護等の業務に従事する人材については、新型コロナウイルス感染に伴いこれまで入国制限を行っておりますが、この度、別添の事務連絡の通り、厚生労働省担当部署より水際対策強化に係る外国人介護人材等の新規入国制限の緩和について措置が公表された旨、日本医師会より情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 新規入国制限の緩和措置の適用について

本措置の適用にあたり、受入責任者（技能実習介護及び特定技能介護等の外国人介護人材を雇用する企業等）または、受入責任者より委託を受けた監理団体、登録支援機関などによる業所管省庁への事前申請が必要です。

2. 介護分野における本措置について

技能実習介護及び特定技能介護等の介護業務に従事する場合は、長期滞在の入国者に該当し、入国後14日目までの待機期間中において入国後最短4日目から事前に承認された特定行動（事前に承認された活動計画書に記載された活動）は、原則として認められません。

3. 待機期間等の取扱いについて

日本政府が有効と認めたワクチン接種証明書の保持と入国後10日目以降に受けた自主検査の結果が陰性であること、水際対策上、検疫所が確保する宿泊施設にて6・10日間の待機対象となっている指定国・地域での滞在歴がないことを厚生労働省に届けることで待機期間を短縮することができます。

4. 外国人介護人材等の新規入国の手続き

申請方法等については、厚生労働省のホームページに公開されております。申請方法等など留意事項等を確認し、不明な点があれば専用のコールセンターにご照会下さい。

5. その他

詳細な内容については、別添事務連絡に記載してある【厚生労働省のホームページ】、「水際対策強化に係る新たな措置（19）実施要領」、「水際対策強化に係る新たな措置（19）実施要領に基づき留学・技能実習に関して別途定める条件について」のURLに記載している内容をご参照ください。

<担当>大阪府医師会地域医療2課（安田）
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737
E-mail: t-yasuda@po.osaka.med.or.jp